



資料1 ギャンブル等依存症対策基本法(平成三十年法律第七十四号)

資料2 神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱(令和4年11月1日改正)

資料3 関連リンク集



## ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）
- 第三章 基本的施策（第十四条—第二十三条）
- 第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条—第三十六条）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

#### （基本理念）

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要

な配慮がなされるものとする。

#### **(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮)**

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

#### **(国の責務)**

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### **(地方公共団体の責務)**

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### **(関係事業者の責務)**

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

#### **(国民の責務)**

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

#### **(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)**

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

#### **(ギャンブル等依存症問題啓発週間)**

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

- 2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。
- 3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

### **(法制上の措置等)**

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## **第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等**

### **(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)**

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

### **(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)**

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する

る計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

### **第三章 基本的施策**

#### **（教育の振興等）**

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

#### **（ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施）**

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

#### **（医療提供体制の整備）**

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

### **(相談支援等)**

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

### **(社会復帰の支援)**

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

### **(民間団体の活動に対する支援)**

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

### **(連携協力体制の整備)**

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

### **(人材の確保等)**

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

### **(調査研究の推進等)**

第二十二條 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

### **(実態調査)**

第二十三條 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

## **第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部**

### **(設置)**

第二十四條 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

### **(所掌事務)**

第二十五條 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
  - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かななければならない。
- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
  - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

### **(組織)**

第二十六條 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

### **(ギャンブル等依存症対策推進本部長)**

第二十七條 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」



という。)とし、内閣官房長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

### **(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)**

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国务大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

### **(ギャンブル等依存症対策推進本部員)**

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣

三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣

四 総務大臣

五 法務大臣

六 文部科学大臣

七 厚生労働大臣

八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

### **(資料提供等)**

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

### **(資料の提出その他の協力)**

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

### **（ギャンブル等依存症対策推進関係者会議）**

第三十二条 本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

### **（事務）**

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

### **（主任の大臣）**

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

### **（政令への委任）**

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

## **附 則**

### **(施行期日)**

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### **(検討)**

- 2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

## **附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄**

### **(施行期日)**

- 1 この法律は、令和三年九月一日から施行する。



## 神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱

## (設置目的)

第1条 神奈川県におけるギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議する。

- (1) 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定に関すること
- (2) 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の進行管理、評価に関すること
- (3) ギャンブル等依存症対策の取組みの連携に関すること
- (4) アルコールや薬物、その他依存症対策との連携に関すること
- (5) その他、ギャンブル等依存症対策に関する必要な事項

## (構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから選定した者をもって構成する。

- (1) ギャンブル等依存症に関する医療分野
  - (2) ギャンブル等依存症に関する相談支援、社会復帰支援分野
  - (3) 司法分野
  - (4) 教育分野
  - (5) 行政  
(横浜市健康福祉局障害福祉保健部長、川崎市健康福祉局障害保健福祉部長、相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部長を含む)
  - (6) 警察  
(神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課長)
  - (7) 学識経験者
  - (8) 民間支援団体
  - (9) 関係事業者  
(日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターセンター長、神奈川県川崎競馬組合事務局長を含む)
  - (10) 当事者・家族
  - (11) その他精神保健医療担当課長が適当と認める者
- 2 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により選任し、副会長は構成員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要に応じて、構成員以外の関係者を出席させることができる。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じて、部会を設けることができる。

- 2 部会は、部会に係る事項に関連する構成員及び構成員以外の者（以下「部会員」という。）をもって構成する。
- 3 部会に、部会員の互選により、部会長を置く。
- 4 部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会等の庶務は、健康医療局保健医療部がん・疾病対策課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会 委員名簿

(令和5年12月1日時点・五十音順)

機関・団体	役職等	氏名
学校法人北里研究所北里大学病院	助教	朝倉 崇文
保健福祉事務所等所長会	藤沢市保健所長	阿南 弥生子
神奈川県精神保健福祉センター	ソーシャルワーカー	井上 恭子
神奈川県町村保健衛生連絡協議会	清川村保健福祉課長	伊本 貴志
神奈川県司法書士会	司法書士	植松 育子
神奈川県都市衛生行政協議会	小田原市福祉健康部健康づくり課長	大井 友海
神奈川県競輪主催者連絡協議会	平塚市公営事業部事業課長	大木 潔
横浜保護観察所	統括保護観察官	太田 典子
神奈川県警察本部	生活安全部生活安全総務課長	太田 広明
学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校	精神保健福祉士養成学科長	岡崎 直人
特定非営利活動法人ヌジュミ	施設長	金山 歌代
県立学校長会議	平塚農商高等学校校長	河合 俊直
横浜市	健康福祉局障害福祉保健部長	君和田 健
特定非営利活動法人RDP	RDP横浜マネージャー	久保井 尚美
地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	副院長 兼 医療局長 兼 臨床研究部長	小林 桜児
K-GAP かわさきギャンブラーズアディクションポート	事務局長	近藤 宏
神奈川県消費者団体連絡会	幹事	斎藤 静子
一般社団法人神奈川県精神神経科診療所協会	会長	斎藤 庸男
一般社団法人神奈川県精神科病院協会	理事	佐伯 隆史
NFCR ノンファミリーカウンセリングルーム	心理カウンセラー	佐藤 しのぶ
日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター	センター長	菅原 健
相模原市	健康福祉局地域包括ケア推進部長	鈴木 秀太郎
神奈川県川崎競馬組合	副管理者兼事務局長	武川 晴俊
川崎市	健康福祉局障害保健福祉部長	谷 浩昭
全国ギャンブル依存症家族の会 神奈川県	世話人	田村 有子
独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター	名誉院長	樋口 進 (会長)
神奈川県弁護士会	弁護士	松岡 泰樹 (副会長)
神奈川県遊技場協同組合	事務局長	山田 岳幸
公益社団法人神奈川県医師会	理事	渡邊 知雄





## 関連リンク・連絡先

国		
ギャンブル等依存症対策推進本部 <b>【内閣官房】</b>	◇ギャンブル等依存症対策推進本部や関係者会議の状況、ギャンブル等依存症対策推進基本計画など	<a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou_izonsho/index.html">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou_izonsho/index.html</a> 
依存症対策全国センター <b>【国立病院機構久里浜医療センター】</b>	◇依存症に関する知識、イベント情報のほか、スクリーニングテストや医療機関の検索など	<a href="https://www.ncasa-japan.jp/">https://www.ncasa-japan.jp/</a> 
神奈川県		
かながわ依存症ポータルサイト <b>【神奈川県立病院機構神奈川県立精神医療センター】</b>	◇依存症外来・サービス・プログラム等を有する神奈川県内の医療機関や自助グループ・回復施設などの情報、セミナーやイベント情報など	<a href="https://kanagawa-izonportal.jp/">https://kanagawa-izonportal.jp/</a> 
かながわの依存症対策 <b>【県がん・疾病対策課】</b>	◇依存症の普及啓発のための動画、スクリーニングテストや県内の相談機関など ◇「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」や「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会」に関するページにリンク	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/izonsho/top.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/izonsho/top.html</a> 
依存症対策のページ <b>【県精神保健福祉センター】</b>	◇依存症に関する情報、依存症相談の窓口や各種研修・講座に関するお知らせ、ご家族向けの資料など	<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nx3/ent/izon/izonshoutaisaku2021.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nx3/ent/izon/izonshoutaisaku2021.html</a> 

## 依存症専門医療機関

医療法人社団祐和会 大石クリニック	横浜市中区弥生町 4-41	045 (262) 0014
地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	横浜市港南区芹が谷 2-5-1	045 (822) 0241
医療法人誠心会 神奈川病院	横浜市旭区川井本町 122-1	045 (951) 9811
学校法人北里研究所 北里大学病院	相模原市南区北里 1-15-1	042 (778) 8111
独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター	横須賀市野比 5-3-1	046 (848) 1550
医療法人財団青山会 みくるべ病院	秦野市三廻部 948	0463 (88) 0266





神奈川県

健康医療局保健医療部がん・疾病対策課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-1111